

1. 件 名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ設置場所変更）に関する審査会合への対応について
2. 日 時：令和4年6月23日 13時30分～13時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他4名※

東海第二発電所 保修室長 機械グループM、他5名※

5. 要 旨

- （1）日本原子力発電株式会社から、本日の第1055回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。
- （2）これに対して原子力規制庁は、引き続き審査に適切に対応していくよう日本原子力発電株式会社に求めた。
- （3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関連資料：

- ・ なし

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1055回）
東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請に関する指摘内容

- 今後の申請案件も含め、効率的に審査を進めていくために、審査に臨む上での体制を改善すること。
- 過去の新規制基準適合性に係る審査会合において、原子炉建屋付属棟の外壁（ALCパネル設置箇所）については、耐震補強等を行うこととして適合性の説明をしているが、その設計方針を変更する場合に、該当条文について適合性への影響がないのかを整理して説明すること。
- 原子炉建屋換気系ダクト、給気・排気隔離弁及び給気・排気隔離弁室の外壁補強が担っている安全機能を整理した上で、今回の変更にあたって影響確認が必要となる設置許可基準規則の条文、その抽出の考え方、条文適合性に与える影響及びその根拠を整理して説明すること。
- 上記の整理を踏まえた上で、既許可（本文、添付書類八、添付書類十等）、場合によっては過去の審査資料において、基準適合性のために説明していた内容に変更はないか、変更がある場合にはどのような影響があるのか整理して説明すること。